

令和7年4月23日

発 言 者	発 言 要 旨
水産研究所職員の死亡事故事案に関する質問	
阿部(恭)委員	遺族への金銭的な補償も含む具体的な対応に係る現段階での検討状況はどうか。
水産振興課長	一般論となるが、公務上の災害として認定された場合には、遺族に対して一時金や年金が支給される。今後はそういった手続きを進めていくことになると思う。
阿部(恭)委員	事故を受けての今後の対策については、マニュアル整備など、ソフト面への注力と見受けられたが、エマージェンシーコールや心肺モニター、あるいは潜水中に無線で地上と話せるような仕組等のハード面での対策に係る検討状況はどうか。
水産振興課長	まずは、この度の事故原因をはっきりさせた段階で、潜水業務に当たっている研究機関、あるいは他の都道府県やコンサル会社等の機器の活用状況等を研究しながら、安全対策を行っていききたい。
関委員	今回のようなトラブル時や連絡が来ない場合の対応マニュアルはあるか。
水産振興課長	潜水作業中のトラブル発生時の対応マニュアルは存在しない。ただし、試験調査船「最上丸」においては、事故が発生した際の対応マニュアルを整備している。
関委員	「潜水業務心得」をはじめ、全庁で事故対応マニュアルに係る点検を行っているとのことだが、これまで安全管理体制について点検や指導を受けたことはあるか。
水産振興課長	点検が行われたかどうかは、承知していない。
関委員	業務の質や量の負担が、年々増加していたのではないか。
水産振興課長	人員体制に見合った業務量であると認識している。職員の負担について、毎年実施している職員に対するヒアリングにおいては、業務量が多過ぎるという意見は出ておらず、基本的にはやや多いあるいは適当という回答が多い。また、質的にも適当という回答が多いと聞いている。
関委員	職員の負担に対して、時間外労働や休暇取得の状況だけでなく、アンケートやヒアリングを通して、改めて検証を深めるべきと考えるがどうか。
水産振興課長	この度の事故を受けて、職員が感じている業務に対する負担については、個別に面談を行いながら状況を確認し、必要な対策を取らなければならないと考えている。
関委員	遺族への対応や関係職員のメンタルケア等について、どのように取り組むのか。
水産振興課長	遺族への対応としては、公務災害認定に向けた手続きの説明等を丁寧に行っていく。それ以外の対応については、同様の事例がこれまでになかったことから、他部局の事例を参考に丁寧な対応をしていきたい。

発 言 者	発 言 要 旨
関委員	潜水業務の外部委託等の方法も考えられるが、水産振興の推進に加え、安全な業務の遂行のため、十分な体制の確保を検討してほしい。農林水産部長の見解はどうか。
農林水産部長	議会運営委員会における潜水業務の外部委託についての発言趣旨としては、職員 2 人体制での潜水が行えない場合に、一つの対応策として考えられるのではないかという趣旨である。 また、安全な潜水業務の遂行は、水産振興を図っていく上で、なくてはならない手法だと認識しており、その安全性をいかに確保していくかが課題だと捉えている。 各県や他の機関での安全対策を参考にしながら、安全な潜水業務を遂行できるような環境づくりに取り組んでいきたい。
佐藤(寿)委員	業務再開の目途はいつ頃になるのか。
水産振興課長	現時点で把握している問題点について、しっかりと整理して、必要に応じてマニュアルの改定等も行い、十分な対応がとれるようになった段階で再開することになると考えるため、目途については現段階で回答できない。
その他の所管事項に関する質問	
佐藤(寿)委員	令和 6 年の本県の漁獲量の状況はどうか。
水産経営基盤強化主幹	令和 6 年 1 ～12 月の漁獲量は 2,595 t で、前年同期と比べて 247 t の減で、前年比 91% という状況である。
佐藤(寿)委員	減少する漁獲量への今後の対応はどうか。
水産経営基盤強化主幹	水産資源の維持増大に向けて、藻場や漁場の造成、新たな漁場開拓に加えて、栽培漁業や資源管理を推進する必要があると考えている。 具体的には、イワガキ漁場の再生・新規造成や漁港の静穏域を活用したナマコや食用海藻の増殖等に取り組むほか、山形県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）が実施するヒラメやトラフグの放流事業、資源状況が悪化しているアワビの緊急放流事業に市町と連携して支援するなど、幅広い観点からの対策を講じていく予定である。
佐藤(寿)委員	新規漁業就業者数の推移はどうか。
水産経営基盤強化主幹	5 年に一度行われる統計調査である漁業センサスによると、漁業の就業者数は、直近の令和 5 年の調査では 292 人で、その前の平成 30 年調査から 76 人減少となっている。また、65 歳以上が 292 人中 159 人で 54.45% という状況である。 このように県内の漁業就業者は減少傾向にあり、かつ高齢者の割合が多く、漁業の担い手の確保及び育成が最重要課題の一つであると認識している。 ここ 5 年の新規漁業就業者数の推移は、令和 2 年度が 5 人、3 年度が 8 人、4 年度が 7 人、5 年度が 12 人、6 年度が 8 人の合計で 40 人となっている。漁業就業希望者への研修や支援などを開始した平成 25 年からの累計では 108 人となっている。
佐藤(寿)委員	新規漁業就業者への支援事業について、どのような取組をしているか。

発 言 者	発 言 要 旨
水産経営基盤強化主幹	新たな担い手の確保に向けては、動機付けから漁業者になるための準備や研修、そして独立して経営を軌道に乗せるまでの各段階に応じた支援が必要と考えている。 動機付けとしては、本県漁業の魅力をPRするとともに、本県の漁業を知って関心を持ってもらえるよう、昨年度から「やまがた漁業START」というホームページを立ち上げ、情報発信を強化している。また、漁業への就業を考えている方に、実際に漁業を体験し、かつ地元の人々とも交流してもらう、ぷち漁業体験を今年度から実施しており、関係人口の創出や就業への動機付けの強化を図っていく。 研修段階においては、研修実施機関である県漁協への支援をはじめ、研修生に対し、転居費用や家賃補助等を市町と連携して支援するほか、国の制度では対象外となる45歳以上の研修生に対しても、県独自の支援を実施している。同じく国の事業では支援対象外となっている漁家出身者に対しても本県漁業者の事業承継を促進する観点から県と市町が連携して支援を行っている。 新たに独立した漁業者に対しては、経営が安定するまで3年程度かかることから、その3年間は、年間150万円の所得補償を行い、経営の安定化を支援している。 一方、これまで新たな漁業就業者と地元の方々との間で人間関係がうまく構築できないケースが課題としてあった。こうしたことから、今年度、新規就業者を受け入れる地域の体制を整備すべく、ノウハウや他県での実績を有する専門業者から、地域での意識付けや交流等をコーディネートしてもらい、受入体制を整備していく事業を新たに実施する予定である。
佐藤(寿)委員	令和6年7月の大雨による農地・農業用施設の被害について、県全体の復旧状況と、今春の作付までの復旧見込みはどうか。
農村防災・災害対策主幹	令和6年7月の大雨による農地・農業用施設の被害は、最上・庄内地域において甚大となり、被害箇所数では農地2,959箇所、農業用施設3,167箇所の合計6,133箇所です約176億円の被害となった。 これまで政府の災害復旧事業や県の小規模農地等災害緊急復旧事業などを活用し、可能な限りこの春の作付に間に合うように復旧作業が進められている。その結果、4月15日時点で、農地・農業用施設の復旧作業は、ともに約7割が作付までに完了する見込みである。 この春の作付に間に合わない約3割の農地や施設についても、仮畦畔の設置や仮設ポンプによる用水の確保等の対応により、できるだけ多くの農地で営農が再開できるよう支援に取り組んでいる。
佐藤(寿)委員	今後の営農再開に向けて復旧の課題をどのように捉えているか。また、これらの課題について今後の対応はどうか。
農村防災・災害対策主幹	この春の作付に間に合わない約3割の復旧の課題としては、農地復旧に関しては、主に被災した河川沿いの農地において、河川復旧工事の進捗に合わせた調整が必要となること、また、農業用施設の復旧に関しては水路や農道等と農地を一体的に復旧する必要があり調整に時間を要することや、揚水ポンプの製作に時間を要することなどが挙げられる。 これらに加えて、被災市町村では技術職員が不足している状況であり、不慣れな調整等の対応や、ため池堤体工事等の高度な見識や技術力が必要な工事への対応等が復旧を進めていく上での課題となっている。

発 言 者	発 言 要 旨
	県としては、復旧に向けた事業計画の策定や関係機関との協議・調整等に加え、高度な技術的判断を要する工事は県が受託して実施するなど、引き続き市町村への技術的支援を行いながら早期の営農再開に向けて復旧工事の進捗を図っていく。
阿部(恭)委員	直近の新規就農者数と定着率はどうか。
農業経営・所得向上推進課長	令和6年度の新規就農者動向調査によると、直近の新規就農者数は、383人で前年から5人増となり、調査を開始した昭和60年以降で最多となっている。 新規就農者の定着状況については、新規就農者定着状況調査として毎年過去5年間の状況を調べている。直近の5年度と同調査によると、過去5年間の新規就農者は1,794人、離農者は262人、率にして約15%となっている。 また、新規就農5年目が一定の定着の目安だと考えているが、同じく5年度の調査によると、5年度に就農5年目を迎えた方、つまり元年度就農者は348人、離農者が90人、率にして約26%となっている。
阿部(恭)委員	離農あるいは継続就農の主な要因はどうか。
農業経営・所得向上推進課長	直近の令和5年度の新規就農者定着状況調査によると、雇用就農者の離農の理由としては、病気等により体力的に厳しくなった、家庭の事情のための時間が必要になったという理由が多く、中には労働条件がきつかった、給与所得が少ないという理由も一定数あるという状況である。 また、自営就農者の離農の理由としては、農業経営に関する技術が不足して十分な収入が得られなかったという理由が多い。 以上を踏まえると、短期での離農の要因は、雇用就農者の場合は、病気や家庭の事情等が要因となることもあるが、労働条件の厳しさや給与所得の少なさがネックの一つになっていると考えている。また、自営就農者の場合は、技術の不足や十分な収入が確保できないといった要因が考えられる。 就農が続いている理由としては、短期での離農につながる要因や課題がクリアされているということが要因であると考えている。
阿部(恭)委員	国の新規就農者育成総合対策として就農準備資金が2年間、経営開始資金が3年間の計5年間の補助支援があるが、収入が確保できないという事情を鑑みると5年では足りないと感じられるが、資金支援の仕方についての考え方はどうか。
農業経営・所得向上推進課長	一定の年限の区切りが必要と考えており、状況を見ながら検討しなければならないと認識している。 また、新規就農者対策の期限が到来した場合でも、その後の経営体を育てていくための支援事業を活用できる場合もある。
阿部(恭)委員	新規就農者では、資金面もさることながら、知識や技術の確立に10年は必要だと聞いている。技術面、知識面の支援として、いわゆるメンター制度を構築していく必要があると考えるが、現在メンター制度は確立されているのか。
農業経営・所得向上推進課長	本県の既存の事業で定着支援アドバイザー事業があり、新規就農者が日常的に相談できるアドバイザーの設置経費を助成している。

発 言 者	発 言 要 旨
長	
阿部(恭)委員	アドバイザー制度の県内市町村における活用状況はどうか。
農業経営・所得向上推進課長	実績は12人であるが、市町村別は不明である。また、定着支援アドバイザー事業の他に新規就農者研修受入協議会も15市町村が設置しており、その中で受入農家を決めてメンターのような形で技術を伝えていく取組が行われている。
阿部(恭)委員	ヘーゼルナッツやアーモンド等の、今まで本県では栽培してこなかった、新たな農産物への挑戦に対する県の支援の状況はどうか。
園芸大国推進課長	ハード支援であれば、国や県の事業で苗木の導入等を支援する事業がある。ただし、現時点において、ヘーゼルナッツやアーモンドについては振興品目ではないため、事業を活用することができない状況である。 一方、ソフト支援では、様々な面で農業技術普及課に相談できる体制となっている。ヘーゼルナッツやアーモンドについての本県での知見は少ないが、様々な樹種の応用や先進技術の情報提供等での対応が可能と考えている。
松井委員	さくらんぼを核とした県産フルーツ情報発信事業費について、令和7年度に「やまがたフルーツ150周年」を迎えるが、今年度の具体的な取組及び観光又は関係人口を増やすための取組等の他部局との連携状況はどうか。
園芸大国推進課長	今年度の取組について、イベントに関しては、6月6、7日に「さくらんぼメモリアルフェスタ」を文翔館で、8月9、10日に「やまがたフルーツEXPO」を山形ビッグウイングで開催予定である。さらに、8月8日には観光文化スポーツ部が前夜祭を開く予定である。 情報発信に関しては、県の公式ポータルサイトや公式インスタグラムを設置しており、随時情報発信している。なお、4月22日時点でインスタグラムには167万件ほどアクセスがあった。 この他にも、民間企業や市町村とタイアップして、ロゴマークの作成やロゴマーク付きの新たな商品の開発にも取り組んでおり、市町村の新たな取組への支援についても今後進めていきたい。 他部局との連携について、観光文化スポーツ部では全国のJR主要駅にやまがたフルーツ150周年関係のポスターを大々的に掲示しPRしている。また、現在開催中の大阪・関西万博においても、6月に県のブースを設けてPRしていくと聞いている。 さらに、フルーツを核としたコンテンツの造成として、やまがたフルーツ150周年事業に関連する取組と認められたものについての助成事業も同部で実施していると聞いており、他部局との連携も進めながら県全体として盛り上げていきたい。
松井委員	この公式インスタグラムの運用に関して、外部委託をしていると認識しているが、その外部委託先と具体的な委託内容はどうか。
園芸大国推進課長	ポータルサイトとインスタグラムの運用は藤庄印刷(株)に委託している。また、インスタグラムで現在開催しているフォトコンテストは(株)ハイスタッフに委託している。公式インスタグラムのストーリーズ機能は、東北芸術工科大学の学生と連携

発 言 者	発 言 要 旨
松井委員	しながら運用している状況である。 民間との連携について代表的な事例はどうか。
園芸大国推進課長	山形食品（株）の一部商品のパッケージに150周年のマークを使用している。このほか、果樹の剪定枝を使った和紙で卒業証書を制作にした例や、チェリーランドさがえの会議室を果樹の表札にした例など、様々な場面で取り組んでいる。
松井委員	やまがたフルーツ150周年ポロシャツの令和6年度末時点の販売状況はどうか。
園芸大国推進課長	県関係機関からの購入は411枚と聞いている。
松井委員	「やまがた紅王」を学校給食で提供する取組について、令和6年度は一部の学校のみだったが、7年度はどうか。
農産物販路開拓・輸出推進課長	6月下旬～7月上旬の実施を検討しており、様々な事業者と調達について相談・調整をしている。また、実際に給食で出していただくという実施の面については、教育局と調整作業を進めている。
関委員	米政策に関する国の現在の動向についての所感を伺いたい。本県としても生産の目安（以下「目安」という。）として、いわば生産量の規制をしてきたわけだが、令和6年度は実際の需要と大きく乖離した状況の中で、第5次農林水産業元気創造戦略において、米の全国シェアを4.7%から5%に引き上げる目標を立て、7年度の目安では重量換算で3.2%増やしていくということだが、これで十分なのか疑問である。 また、他県では新潟県等、既に新型コロナ前の量を上回る目安を立てて増産を図るところも出ている。新型コロナで縮小したときも備蓄米の活用を求められたが、それが行われずに本県も大変な打撃を被ったと記憶している。 生産者への所得補償や米の価格保証はもちろんのこと、備蓄米の拡充と十分な活用なしに増産体制を取っていけないと考えるが、県の考えはどうか。
県産米戦略推進課長	備蓄米について、国では91万tを備蓄しており、現状の米の品薄状況に対して、これまで2回で21万t、今月新たに10万tの入札を本日から始めるということで、市場の流通の円滑化と価格の安定化を踏まえて実施している。ただし、その結果は見通せない状況である。 なお、県内のスーパーでは、「つや姫」「雪若丸」よりも若干安いブレンド米が流通してきているが、価格としては未だ高止まりが続いていると認識している。 備蓄米がある程度潤沢に流通するようになれば、価格も安定してくると思われるため、引き続き状況を注視していきたい。米の価格については、消費者が手頃に購入できる価格であることが大事だと考えている。 また、生産者の立場では、水田農業が維持できる価格であることが重要であるため、まずは流通が円滑になり、適正な価格に落ち着くことが望ましいと考える。 目安について、本県では需給に応じた米生産を基本に、全国の米の需給状況、検査前の在庫、価格の状況等を踏まえて、1年かけて関係者から意見聴取の上慎重に検討し、目安を定めている。その中で、今年産については、足りないという話もあったた

発 言 者	発 言 要 旨
能登委員	め、昨年に比べ2万tの増産、1,700haの面積拡大を図っている。 本県の場合、目安を設定した平成30年からこれまで、目安まで作付できていない状況である。昨年も目安に比べて460ha残しており、県としては、目安をフル活用して生産していくことに注力していきたい。 さくらんぼの生産量の確保が今年の大きな課題だと認識しているが、昨年同様、収穫期の高温が懸念される。新規事業として、さくらんぼ王国果樹産地活性化事業を立ち上げてこの対策を行っていくとのことであるが、令和6年の生産量は平年の13,000t程度に対して8,590tであった。これを何としても13,000tの水準に引き上げていくための事業だと考えるが、具体的な内容はどうか。
園芸大国推進課長	さくらんぼ王国果樹産地活性化事業においては、まず、高温対策に必要な資材設備等の導入に対する支援を行っていききたい。前年9月補正予算事業は収穫期の資材を支援対象として実施していることから、本事業では、夏場の高温による双子果発生の軽減を念頭に支援し、支援内容の棲み分けをしながらきちんと高温対策をしていきたい。 また、本県のさくらんぼは「佐藤錦」の割合が高いが、「やまがた紅王」や「紅秀峰」のほか、昨年度は「紅てまり」の評価も悪くなかったことから、品種転換への支援にもしっかりと取り組んでいきたい。
能登委員	高温障害に対する補助事業について、取組状況や申込状況も含めた現状はどうか。
園芸大国推進課長	昨年の9月補正予算での実施分については、遮光資材は4.8ha分、白色反射シートは約15ha分、井戸掘削は23件と高温対策は進んでいるが、不足する部分についてはこれからの要望を踏まえて対応していきたい。
能登委員	遮光シートの効果はどうか。
園芸大国推進課長	昨年度に遮光シートの効果検証のため夏場に遮光を実施したが、まだ具体的なデータが出てきておらず、再度検証して確認していく必要があると考えている。ただし、高温障害が発生しやすい位置があると想定されることから、全体にシートをかけないまでも発生しやすい位置を中心に設置することで、樹木の大切な部分を守ることが可能と認識しており、効率の面も含めて高温対策を進めていきたい。
能登委員	井戸水による散水の効果はどうか。
園芸大国推進課長	井戸水の樹上散水については、温度が下がるという効果を確認している。一方で、病気の発生が考えられるため、井戸水による高温対策を考える生産者には、懸念点も含めて指導していきたい。
能登委員	支援事業の限度額はどうか。
園芸大国推進課長	1件当たり3,000万円を補助上限としている。遮光資材や反射シート等の導入に当たって有効に活用してもらいたい。

発 言 者	発 言 要 旨
能登委員	米の生産費について、60 kg当たり 15,000 円が生産現場の考え方としてあるが、この生産費についてどのように捉えているか。
県産米戦略推進課長	米の生産費について、国で公表している全国の 60kg 当たりの平均生産費 15,000 円に対し、本県の実産費は約 11,000 円程度と認識している。
能登委員	なぜ現在の米の価格になっているのかを消費者に理解してもらうことも大事だと考えるが、この点について県の考えはどうか。
県産米戦略推進課長	国においても、農作物の適正価格についての議論が始まっており、価格の見える化についても国がある程度公表していくとのことである。まずはその状況を注視していきたいと考えるが、現状として、農家所得につながっていないことは残念である。
能登委員	ミニマムアクセス米 (MA米) や S B S (売買同時入札) 米の仕組みについて、消費者に共有又は見える化していく必要があると考える。これは国にお願いする部分が大いのかかもしれないが、県民に対する周知等を行わないと本県の米生産農家を守り切れない状況があると思うが、県の考えはどうか。
県産米戦略推進課長	現在、アメリカとの関税の取引において様々な項目が取り上げられているが、現在の MA米 77 万 t 中、6 万 t 程度をアメリカ枠として優先枠とする議論が始まっていると聞いている。 S B S 米がもし主食用に回り、全国はもちろん県内の米農家にとっても安い米が流通して県産米のシェアが縮小していくことになれば非常に由々しき事態であると考えている。 こういった状況を様々な場面で情報提供していくことが重要だと考えており、機会を捉えて情報提供していきたい。
能登委員	県全体の生産面積の 6 割を占める「はえぬき」を一定程度の高価格帯で販売していく戦略について、県の考えはどうか。
県産米戦略推進課長	「はえぬき」は本県作付面積の 6 割を占める主要な品種であり、主に業務用として非常に高い評価を受けていることから、本県としても力を入れている品種である。 「はえぬき」は、「つや姫」や「雪若丸」のようにブランド米として戦略を立てて販売している品種ではないものの、現在の米の品薄状況の中で、県産米のシェアをいかに確保していくかは非常に重要な課題である。 J A 全農山形からは、現状としては取引業者に十分な量を提供できるか四苦八苦していると聞いており、まずは現在の販路を着実に確保することが大事であると考えている。 また、現在の販路を確保するだけでなく、新たな販路を開拓する必要もあるため、県の在庫状況も踏まえて販売状況や価格状況等を注視し、J A グループ等と連携しながら販路拡大・消費拡大に取り組んでいきたい。
遠藤(和)副委員長	木材産業全体について、木材伐り出しの「川上」、流通加工の「川中」、実際に使う「川下」の部分がある中で、「川下」で使わないことには、いくら伐り出しても活性化につながらないと思う。

発 言 者	発 言 要 旨
森林活用推進 主幹	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が平成 22 年に制定され、その後令和 3 年に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改正されたことにより、木材利用がより進んだ。 そうした中で、改正のあった 3 年以降建設された県有施設の状況は、耐火建築の必要性や予算の都合等を理由に全部が木造ではない。特に、学校建築物は耐火を理由にしているが、他自治体では職員室のみ鉄筋コンクリート造（ＲＣ）とし、その他の躯体は木造としている例がある。耐火についても、「COOL WOOD」という地元企業が特許を取得している高層建築物用の木質部材がある。積極的に公共建築物を木造化しないことについての県の見解はどうか。 木造化が困難な理由として、建物の用途によっては、治安上の理由から頑丈な建物にしなければならない場合、あるいは使われ方や法の基準のもとで耐火建築物にしなければならない場合、また、大きな建物など、長い距離で梁桁を掛ける必要がある場合等がある。 南陽市のシェルターなんようホールでは「COOL WOOD」が使われているが、大きな断面の部材を使うとＲＣの部材と比べてコストが高くなってしまう。このため、予算に限りのある県有施設については、コストがあまりかからない一般流通材を利用した方法もあると考えている。
遠藤(和)副委員長	コストが高くなるため、限りある予算の中ではなかなか使いづらいことが問題だと認識している。ただし、そうした中でも、法律に基づいて県有施設を木造化するために必要な予算を付けるべきだということを、農林水産部として財政当局に要求していかなければならないと考えるが、農林水産部長の見解はどうか。
農林水産部長	「川上」あるいは「川中」を扱っている部門としては、やはり「川下」での需要拡大はなくてはならないと捉えているため、木材利用を推進できるように、関係部局に伝えていきたい。また、それ以外にも建物内部の木質化の取組もかなり進んできている。 まずは、できるところから県産木材の需要を広げていくためにしっかり取り組んでいきたい。